別表第4(第6条関係)

1　報酬、給料、職員手当(退職手当を除く。)、共済費、恩給、賃金、報償費(法令等で定められたもの)、旅費(国外旅費を除く。)の支払に関すること。

2　需用費のうち光熱水費、役務費のうち通信運搬費の支払に関すること。

3　法律等に基づく定例的費用で、算出根拠が各種の審査機関で審査を経ている下記の支払に関すること。

(1)　生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく扶助費

(2)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく扶助費

(3)　母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づく貸付金

(4)　児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく児童手当

(5)　児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当

(6)　特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別障害手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当

(7)　老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく施設委託料及び扶助料

(8)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく自立支援給付費

(9)　児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく助産施設委託料及び保育所運営委託料及び認可保育所運営費

(10)　国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく療養給付費、療養費、高額療養費、特別療養費、審査委託料、助産費、葬祭費

(11)　介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護給付費審査支払手数料、共同処理事務手数料、主治医意見書料、介護給付費、介護給付費納付金、高額介護サービス費等

4　1件10万円未満の需用費のうち食糧費の支払に関すること。

5　1件500万円未満の工事請負費の支払に関すること。

6　前各号に掲げるもののほか、1件100万円未満の支払に関すること。

7　返納金の戻入れ、過誤納金の還付及び還付加算金の支払に関すること。

8　収入支出の振替及び更正に関すること。

9　資金前渡及び概算払の精算に関すること。

10　定例的な歳入歳出外現金の収入及び支出に関すること。